

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 住宅性能証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第18条に規定する性能証明業務の手数料（以下「手数料」という。）は、別表に掲げる額とする。

2 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積もりとする。

(手数料の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(再発行手数料)

第4条 住宅性能証明書の再発行を行う場合の手数料は、3,000円とする。

(手数料の支払方法等)

第5条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人 神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務約款の規定による。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、申請者の負担とする。

(手数料の加算)

第6条 次の区域について現場審査を実施する場合、別表の現場審査手数料に5,000円を加算する。

相模原市緑区、愛甲郡清川村、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町

(附則)

この規程は、平成24年8月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月30日より施行する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

別表 住宅性能証明業務手数料

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

性能証明項目等審査内容	手数料の額（1件につき）		
	書類審査	現場審査	合計
省エネ性能基準			
断熱等性能等級によるもの ※1	20,000	30,000	50,000
軽微な変更 ※2	10,000		
設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証又はフラット35S 設計検査に関する通知書が活用できるもの	5,000	30,000	35,000
建設住宅性能評価書が活用できるもの	5,000	15,000	20,000
一次エネルギー消費量等級によるもの	30,000	35,000	65,000
軽微な変更 ※2	15,000		
設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証又はフラット35S 設計検査に関する通知書が活用できるもの	5,000	35,000	40,000
建設住宅性能評価書が活用できるもの	5,000	15,000	20,000
耐震性能基準	30,000	45,000	75,000
軽微な変更 ※2	15,000		
建築基準法の検査済証により、竣工現場審査を省略できるもの	30,000	30,000	60,000
設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証又はフラット35S 設計検査に関する通知書が活用できるもの	5,000	45,000	50,000
建築基準法の検査済証により、竣工現場審査を省略できるもの	5,000	30,000	35,000
建設住宅性能評価書が活用できるもの	5,000	15,000	20,000
バリアフリー基準	15,000	30,000	45,000
設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証又はフラット35S 設計検査に関する通知書が活用できるもの	5,000	30,000	35,000
建設住宅性能評価書が活用できるもの	5,000	15,000	20,000

※1 設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書又は長期優良住宅技術的審査適合証を活用するもののうち「熱貫流率又は断熱材の熱抵抗値の基準によるもの」及び「熱損失係数等の基準によるもの」は、「断熱等性能等級によるもの」を「熱貫流率又は断熱材の熱抵抗値の基準によるもの」又は「熱損失係数等の基準によるもの」に読み替える。

※2 書類審査後において軽微な変更で、かつ計算等を伴う変更に限る。